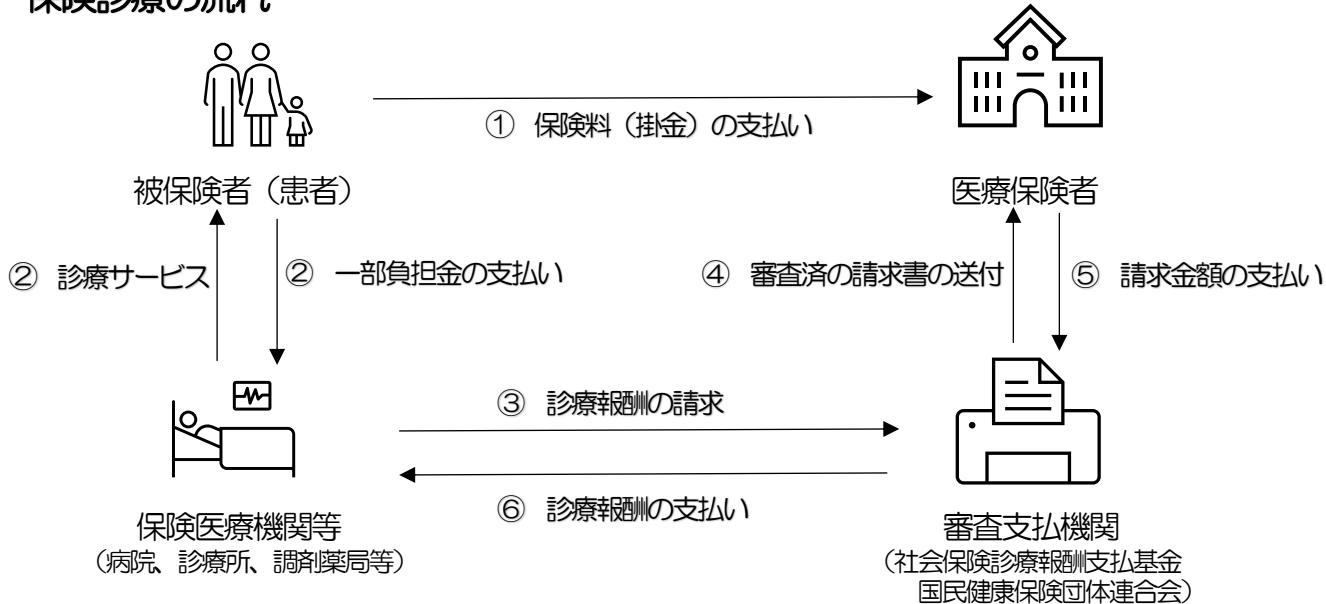


## 医療保険の概要（保険診療の流れ等）

### 保険診療の流れ



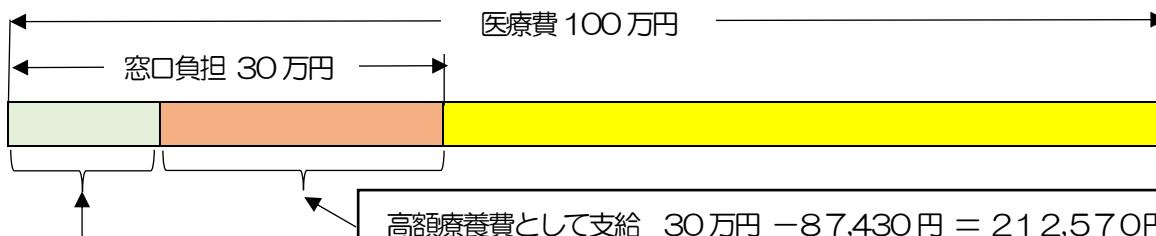
### 医療費の一部負担（自己負担）割合

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担 (75歳以上)	
70歳	2割負担 (70歳から74歳未満)	3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担 (70歳未満)	
	2割負担 (6歳 (義務教育就学前))	

### 高額療養費制度の概要

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還される制度です。

(例) 70歳未満 年収約370万円～770万円の場合（3割負担）



同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。